

離婚届の記入についての注意事項

●離婚届について

- ・婚姻関係を将来に向かって解消する届出です。離婚には、協議離婚と裁判上の離婚があります。
- ・離婚届の用紙を印刷する場合は、A3サイズに限られますのでご注意ください。(戸籍法施行規則第59条)規定の届書サイズでない場合は受付できません。
- ・記入は黒のボールペンまたはインクペンを使用し、丁寧に記入してください。また、消すことのできるボールペンは使用しないでください。
- ・押印する印鑑について、ゴム製などのやわらかい材質のものは使用できません。また、夫と妻の印鑑は別々の印鑑を使用してください。
- ・離婚届では住所変更はできません。別途住所異動届を市区町村役所の開庁時に届出する必要がありますのでご注意ください。
- ・協議離婚の場合には、必ず成年者の証人が2人必要です。証人欄が空欄の場合には受理できません。

●届出地

- ・夫妻の本籍地
- ・夫または妻の所在地（住民登録地など）

●届出人（離婚届書に自筆署名し押印する人）

【協議離婚】

夫および妻

【調停・裁判離婚】

申立人または訴えの提起者（調停・和解成立または、審判・判決確定の日、請求の認諾日から10日以内に届出をしない場合は、相手方からも届出ができます）

●届出に必要なもの

【協議離婚】

- ・離婚届書（夫妻の自筆署名押印、成年者2人の証人の自筆署名押印があるもの）
- ・届出地が夫妻の本籍地でない場合は夫妻の戸籍謄本もしくは戸籍の全部事項証明書（※1）
- ・窓口に来られる方の写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券など）
- ・届出人欄に使用した印鑑（朱肉を使うタイプのもの）

【調停・裁判離婚】

- ・離婚届書（届出人の自筆署名押印のあるもの）
- ・届出地が夫妻の本籍地でない場合は夫妻の戸籍謄本もしくは戸籍の全部事項証明書（※1）
- ・裁判所にて発行される書類（※2）
- ・届出人欄に使用した印鑑（朱肉を使うタイプのもの）

※1：協議離婚、調停・裁判離婚ともに夫妻の本籍地の市区町村に届出をする場合は、夫妻の戸籍謄本もしくは戸籍の全部事項証明書は不要です。

※2：裁判所で発行される書類は、以下のとおりです。

- ・調停離婚…調停調書の謄本
 - ・審判離婚…審判書謄本とその確定証明書
- 〈次ページへ続く〉

- 和解離婚…和解調書の謄本
- 認諾離婚…認諾調書の謄本
- 判決離婚…判決書謄本とその確定証明書

●離婚後の氏について

婚姻によって相手方の氏を称した人は、離婚により婚姻前の氏に戻ります。ただし、離婚の日から3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」をすることにより、婚姻中の氏を称することができます。なお、この届出は、離婚届と同時に届出することができます。

なお、離婚の日から3ヶ月以上経過後に婚姻中の氏を称する場合には、住所地の家庭裁判所の許可が必要です。

●未成年の子がいる場合

父母が離婚するときは、必ずその一方を親権者と定めなければなりません。また、離婚届書の証人欄の下にある面会交流と養育費の分担についての取決めの有無のチェック欄への記載が必要です。

●未成年の子の戸籍の変動について

離婚届により未成年の子の親権を決めますが、子の戸籍の変動はありません。もし、離婚届後の親権者の戸籍に子の異動を希望される場合には、子の住民登録している住所地の家庭裁判所にて「子の氏変更許可申立」をしていただく必要があります。なお、子が15歳未満の場合は親権者、15歳以上の場合は子本人が申立をすることになります。

必要な書類や手続きの流れなどにつきましては、お問い合わせください。

●その他

- 外国籍の人との届出の場合には、別途必要な書類や説明がありますので、事前にご相談ください。
- 記載例にない裁判所が関与する離婚届の記入や、ご不明な点などについてはご相談ください。
- 別紙の「離婚届後の手続き」をご参照ください。

【問い合わせ先】 都城市役所 市民課戸籍担当 電話番号 (0986) 23-2128 (直通)
〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号 Mail: simin@city.miyakonojo.miyazaki.jp